

令和7年度第4回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和8年3月17日(火)  
午後3時30分  
場 所 井川町役場 第2会議室  
(オンライン会議)

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 諮問事項の審議

・諮問第18号の答申について

・諮問第19号(裁決書作成に係る会議に関する公文書の不開示決定)について

5. その他

6. 閉 会

諮問第18号の答申について

○諮問第18号の答申について（答申第18号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

『R07.04.07 付け井固評第4号～裁決書』に係る『裁決に関する会議録』であって、当該審査請求人の識別情報をマスキングした書面又は録音の公文書開示請求に対して、実施機関は、「当該裁決に係る会議は開催されていないため」として、不存在を理由に不開示決定処分を行った。審査会において確認した限り、当該裁決に係る会議は開催されていない。したがって、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

○処分の名称の変更を求める主張に対して

井川町情報公開条例施行規則第4条第2項第1号において、公文書の全部を開示しない場合又は公文書が存在しない場合に「公文書不開示決定通知書」を用いる旨が規定されており、本件処分は当該規定に適合している。なお、「公文書不開示決定処分」を取り消し、処分の名称を「不存在決定（申請拒否処分）」等に変更することを求める主張については、不服申立てをする利益は認められない。

○その他の主張について

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和7年5月9日付け井固評発第7号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

諮問第19号について

諮問の概要 (諮問第19号)	不服申立て事案についての諮問 (情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称)
実施機関	井川町固定資産評価審査委員会、井川町農業委員会
決定年月日	令和7年9月19日 (公文書不開示決定)
決定の理由	当該裁決に係る会議は開催されていない為、不存在。
不服申立て年月日	令和7年11月19日
諮問年月日	令和8年2月12日
審査請求理由の概要	<p>ア. 裁決に係る意思決定の手續について 固定資産評価審査委員会は合議制の機関であることから、当該裁決書の作成にあたっては、会議を開き、同委員会委員全員の合議によって意思決定された上で作成されなければならないものである。</p> <p>イ. 本件処分の名称について 不開示決定処分は、本来、請求対象文書が存在し、且つ井川町情報公開条例第6条各号に該当するものをいうのであるから、本件「不開示決定処分」は、「不存在決定」又は「不存在による不開示決定」等の名称が適切である。</p>
弁明書の概要	<p>本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。</p> <p>ア. 不開示理由「裁決に係る会議の不開催」について 本件開示請求に係る裁決書は、固定資産評価審査委員会委員長の決裁により作成されたものである為、当該裁決に係る会議は開催されていない。審査請求人は、同委員会委員全員の合議によって意思決定された上で裁決が行われなければならない旨主張しているが、同委員会では、井川町情報公開条例に基づく審査請求に係る事務を、同委員会委員長に委任している。よって、審査請求の裁決書については、同委員会委員長の決裁により作成される為、当該裁決に係る会議は開催されていない。</p> <p>イ. 本件処分の取消しを求めることについて 弁明ア. に記載した通り、本件開示請求に係る裁決についての会議は開催されていない。審査請求人は、本件処分を取り消すように求めているが、仮に取り消したところで、当該裁決に係る会議が開催されていたことになるものではない。つまり、処分を取り消しても、「会議の不開催」という不開示理由が変わることはなく、処分の取消しを求める理由はない。</p> <p>ウ. 不開示決定を不存在決定等の名称に変更するべきとの主張について 本件処分の名称を不存在決定等の名称に変更したところで、処分の内容が変わるものではない。よって、当該主張によって不服申し立てをする利益はない。</p>
反論書の概要	<p>「全部認容」を求める。</p> <p>処分庁は、「会議は開催されず、よって、会議録は不存在である」と、不開示理由を通知した。しかし、処分庁は審査請求人に対し、当該原有印棄却裁決書を作成送付している。</p> <p>地方自治法上、行政委員会は、各委員が専門的且つ客観的に意見を交換し、合議の上、意思決定することが義務付けられている(「同法第138条の2」参照。但し、却下裁決の場合を除く)。「会議録」は、当該会議の存在を示す唯一の証拠であり、不開示(不存在)の前提となる「会議は開催されず…」との事実は、本件処分庁が「合議のない不適法な棄却裁決」を行ったことを自ら認めたものである。</p> <p>また、処分庁は、本件不開示決定通知書及び弁明書(副本)において、「委員長の決裁を受けている」と主張するが、当該原棄却裁決に係る、会議の開催と各委員</p>

	<p>の合議による意思決定は、必須手続きであり、「委員長の決裁を受けている」からといって、法令上必要な「意思決定プロセス（会議録）」が省略されてよいという理由にはならず、これらには、重大且つ根本的な手続き的瑕疵が存在する（そもそも、委員長が「当該違法な裁決に係る決裁」を為す自体、疑義があり、失当である）。</p> <p>したがって、存在しない意思決定に基づき作成された、いわば実体のない「架空の裁決書（原棄却裁決書）」を根拠とした本件不開示決定は、適法な行政手続きを経ておらず、その瑕疵は重大かつ致命的である。</p> <p>以上から、本件処分は、全部取消しが当然である。</p>
--	---

※検証申立てについて

検証申立て年月日	令和7年11月19日
検証申立てを受けた実施機関	井川町固定資産評価審査委員会、井川町農業委員会
検証を申し立てる事項	<p>①本件審査請求に係る裁決書の起案決議票に押印された固定資産評価審査委員会委員長（農業委員会会長）の捺印の真偽</p> <p>②同起案決議票に記載の、「施行区分：配達証明」及び「簿冊名：令和7年度裁判・訴訟・申立関係」に係る事実不適合について</p>
検証を必要とする理由	<p>①委員長（会長）が裁決に係る会議を招集且つ開催しなかった事実があるにも拘わらず、裁決書の起案決議票に捺印があることには疑義があるため。</p> <p>②当該裁決書は特定記録郵便で送付されたのだから、施行区分は「配達証明」ではなく「特定記録」が適切である。また、本件については裁判・訴訟をしているわけではないから簿冊の名称が間違っている。</p> <p>※②の理由については、本件検証申立書には記載がありませんが、同審査請求人により、別の審査請求として提出された書類や電話による回答等から要約して掲載しています。</p>
検証立会いの希望の有無	立会い希望無し。